

## パブリック・コメントの意見の概要と市の見解

1 対象案件 和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例(案)

2 実施期間 令和7年12月19日から令和8年1月19日まで

3 意見数 提出者3名、意見数12件

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	市民への資料はわかりやすい説明書きでお願いいたします。	市民の方がわかりやすい資料を提供できるよう進めてまいります。	□
2	地域福祉計画(案)P4に包括支援体制に「各種ケアマネジャー」とありますが、ケアマネ自体は計画の一部であることなど、理解していないと思います。事業所に説明会などしていただき、地域について一緒に考えていけるといいですね。	事業者の方への説明会などは必要であると考えておりますので、開催してまいります。	□
3	避難行動要支援者名簿の作成に関して、要介護の方はケアマネが行うようになるのかと思われるが、事前に説明会などおこなってほしい。業務多忙の中行うことになるので、報酬等検討してほしい。	説明会などの実施を検討しています。また報酬についても検討してまいります。	□
4	避難支援計画書の支援者にケアマネを記入するのではなく、「かかりつけ医」の欄の様に、担当ケアマネ(相談支援員)等の書く欄があってもいいのでは。支援者の生年月日は必要なのか、記入はしやすいか、などもう少し検討してほしいかかでしょうか。	既存の様式を使用しており、改めて検討させていただきます。	△

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
5	和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例 第4条3項 避難支援等関係者その他の者 その他の者を通常時であっても、事前指定しておく必要がある。	避難支援等関係者については、規則において規定しております。意見交換会における意見を受け、対象について、拡大しております。また、運用する中で、引き続き、対象については検討してまいります。	△
6	和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例施行規則 (規則に入れてもらいたい事柄) 1(仮)要支援者及び支援者等の会議の設置 (1)和光市には和光市防災会議が設置されているが組織が大きいため、災害の際に要支援市民のための、諸状況を考慮し、きめ細かい対応するための会議を設置する必要がある。 災害時に要支援市民はそれぞれにあって必要な支援や配慮が異なりその条件は要支援者からの意見の聞き取りや当事者を含めた検討を必要とする。 会議の構成者は要支援者の属する団体だけではなく希望する者は等しく個人も構成員とすることが必要である。	地域防災計画において避難行動要支援者支援対策会議の設置することとしております。 社会福祉関係者を中心とした横断的な組織として避難行動要支援者支援対策会議を設置して、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に検討、実施し、避難行動要支援者の情報の共有化、避難行動要支援者名簿の作成支援、避難支援プランの策定及び避難行動要支援者参加型の防災訓練の実施等してまいります。 また令和8年3月策定予定である第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画にて、新たに設置する事とした見守りネットワークにおける個別検討会や避難行動要支援者・要支援者への支援体制の充実を基本施策とし、市民同士の日常的な声掛けや見守り活動の促進など実施してまいります。	△
7	2 第4条 (12)前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者(追加)条例4条3項災害時には支援者も被災者であるため避難支援等関係者の指名は複数人必要である。 EX近隣で支援できるもの、要支援者が指定するもの(介護者)	規則において、「市長が特に必要と認めるもの」を追加しました。 支援者についても、複数人を設定できる仕組みとしております。	△
8	3 要支援者、支援者等避難訓練の設置 (1)安否確認の方法 (2)避難所の確認 避難所への非難の支援 (3)避難所の要支援者にかかわる備品消耗品などの細目の確認 (4)宿泊訓練	避難訓練の有用性については、十分に理解しております。令和8年3月策定予定である第五次和光市地域福祉計画・和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画にて新たに設置する事とした見守りネットワークにおける個別検討会や避難行動要支援者・要支援者への支援体制の充実を基本施策とし、地域住民や要支援者が参加する防災訓練を実施してまいります。	△

「市の考え方の区分」

◎:意見を反映し案を修正した ○:意見を一部反映し、案を修正した △:案を修正しなかった。 □:その他(感想、この案件以外への意見等)

No.	意見の概要	市の考え方	区分
9	福祉仮設住宅及び支援について、仮設住宅の詳細についても検討が必要です。	ご提言ありがとうございます。 仮設住宅の設営については、本条例の対象外とさせていただきます。	□
10	避難行動要支援者個別避難計画はだれが作成するのか(質問)	避難行動要支援者個別避難計画は、市窓口での聞き取りや同居される家族、地域住民を含めた支援者などに加え、ケアマネージャーや相談員など要支援者について、身近な存在の方の協力を得ながら作成してまいります。	□
11	提案には基本的に賛成します。他自治体への先駆けとして、良い提案としてほしい。その上で気がかりな点があります。① 第4条の2:不同意の意志が明示されなかったときに同意したものとす、という市の方針が全市民に浸透されるかどうか、定かではありません。知らないうちに同意したものとされる、という心配をどのように拭い去りますか。その周知方法を説明してください	条例につきましては令和8年3月定例会に上程する予定です。第4条から第7条まで及び第9条の規定は令和9年4月1日施行としており、1年間かけて、広報やホームページ等での周知に加え、対象者への申請書を送付する際に、説明資料も同封いたします。また個別計画作成時においても制度の説明を行い、周知してまいります。	□
12	◎第8条:要支援者名簿登載者には登録者の同意を得て個別避難計画を作成する、とありますが、名簿登載者はもれなく個別避難計画が必要と考えます。本人の同意が個々では必要となる根拠を示すべきかと考えます。名簿に載せるだけ載せて大事な個別避難計画が作られない人が生じてしまうのは制度改革が不十分と考えます。個別避難計画の作成には個人情報への壁があることが推察されますが、個々の市民により丁寧な説明が求められます。その責務に関する文言が施行規則に盛り込まれるべきと考えます。	個別避難計画については、名簿と異なり、市が把握している情報のみでは十分な計画を作成できず、要支援者からの情報がなければ作成できないものと考えております(施行規則案をご参照ください)。このため、条例第8条においては、「同意を得て」と規定しております。 なお、災害の発生に備えて、避難支援等関係者に提供する場合は、不同意の意思を明示されない方以外について、市が持つ情報によって作成した計画を提供するとともに、災害が発生した場合には、全ての要支援者の計画を提供することができるものとしています。	△